

労働時間対策

概要

主な労働時間対策（平成18年度）

法定労働時間の遵守徹底

- 監督指導、集団指導等の実施
（法定労働時間：1日8時間、1週40時間（特例措置対象事業場にあつては1週44時間））

年次有給休暇の取得促進

- 長期休暇制度の普及促進
- 計画的付与制度の周知及び指導援助

所定外労働の削減

- 時間外労働時間の限度基準の遵守の指導

（限度基準）

期 間	限度時間	期 間	限度時間	期 間	限度時間
1 週間	15 時間	1 箇月	45 時間	1 年	360 時間
2 週間	27 時間	2 箇月	81 時間		
4 週間	43 時間	3 箇月	120 時間		

※1年単位の変形労働時間制の場合は、別の基準が適用される。

- 所定外労働削減要綱による啓発指導

労働時間等の設定の改善の促進

- 労働時間等設定改善指針の周知啓発
- 労働時間等設定改善推進助成金

構成事業主の雇用する労働者の労働時間等の設定の改善が図られるよう、当該構成事業主に対する相談、指導を行うなど団体的な取組を行う事業主団体等に、その実施した事業の内容に応じて助成金を支給する。

労働時間等の設定の改善

- ・労働時間、始業・終業の時刻、休日数、年次有給休暇の日数や時季等の労働時間等に関する事項の設定を労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善すること
- ・事業主は、労働時間等の設定の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない
- ・国は、事業主等に対し援助等を行うとともに、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない

労働時間等設定改善指針（大臣定め）の策定

事業主等が労働時間等の設定を改善するという努力義務に適切に対処できるよう、具体的取組を進める上で参考となる事項を掲げるもの

労働時間等設定改善委員会

- ・労使間の話し合いの機会を整備するため労働時間等設定改善委員会を設置
- ・一定の要件を満たす委員会には、労使協定代替効果、届出免除といった労働基準法の適用の特例

労働時間等設定改善実施計画

2以上の事業主が共同して作成し、大臣承認を受けた場合、計画内容の独禁法違反の有無を関係大臣が公正取引委員会と調整

労働時間等設定改善指針概要

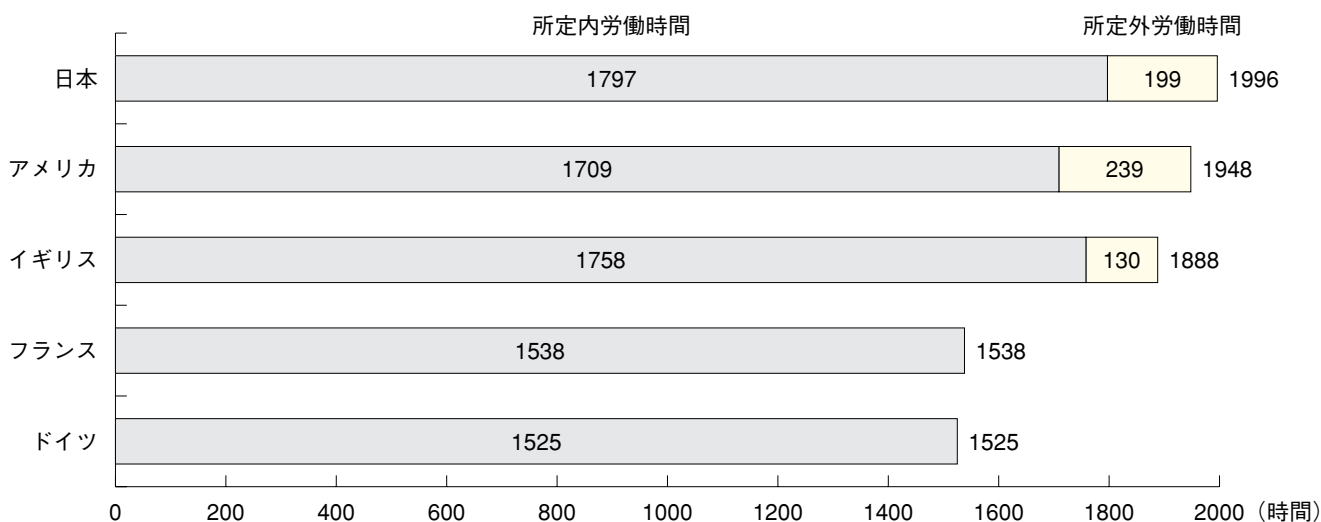
1 基本的考え方

- ① 労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応
- ② 労働時間の短縮
- ③ 労使の話し合いによる自主的な取組の推進

2 事業主等が講ずべき措置

- ① 一般的な措置
年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等
- ② 特に配慮を必要とする労働者への措置
・健康の保持→労働時間の短縮、深夜業の回数減少等
・育児・介護→育児休業、介護休業、勤務時間の短縮等
・妊娠中・出産後→産前産後休暇、保健指導・健康診査の時間確保等
・自発的な職業能力開発→有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇等

詳細データ ① 年間総労働時間の国際比較（製造業生産労働者、2004年）



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査」、EU及び各国資料より厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課推計。
 (注) フランス及びドイツは所定外労働時間に関するデータがないため、総労働時間である。

詳細データ② 年次有給休暇の取得状況

年・企業規模・産業	労働者1人平均付与日数	労働者1人平均取得日数	取得率
	日	日	%
平成14年	18.1	8.8	48.4
15	18.2	8.8	48.1
16	18.0	8.5	47.4
17	18.0	8.4	46.6
18	17.9	8.4	47.1
<平成18年企業規模別>			
1,000人以上	19.1	10.2	53.4
100~999人	17.6	7.6	43.1
300~999人	18.1	7.9	43.4
100~299人	17.0	7.3	42.8
30~99人	16.8	7.2	42.8
<平成18年産業別>			
鉱業	18.4	11.6	63.1
建設業	17.8	6.2	34.8
製造業	18.6	10.2	54.9
電気・ガス・熱供給・水道業	19.8	14.9	75.0
情報通信業	18.3	9.7	53.2
運輸業	17.0	8.5	49.8
卸売・小売業	17.6	5.9	33.6
金融・保険業	19.1	7.7	40.2
不動産業	17.9	7.6	42.7
飲食店、宿泊業	16.1	4.4	27.0
医療、福祉	15.1	6.3	41.5
教育、学習支援業	16.4	7.1	43.4
サービス業	17.0	8.2	48.3

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」

- (注) 1 調査期日は、毎年1月1日現在である。
 2 「付与日数」には、繰越日数を含まない。
 3 「取得率」は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。